

平成26年第3回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

平成26年9月10日(水)

東洋町議会

余 白

平成26年第3回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場
開 会 平成26年9月10日(水) 9時00分宣告
出 席 議 員 (8名)
議長 今宮 裕明 君 副議長8番 西岡 尚宏 君
1番 福島 登 君 2番 平山 照生 君
3番 高畠 俊彦 君 4番 小松 熙 君
5番 欠 席 君 6番 小野 正路 君
7番 田島毅三夫 君

欠 席 議 員 (1名) 5番 武山 裕一 君

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町 長 松延 宏幸 君
副 町 長 大坂 哲也 君
会 計 管 理 者 川田真由美 君
教 育 長 奈良崎幸一 君
総 務 課 長 光本 速雄 君
税 務 課 長 安岡 良仁 君
住 民 課 長 光本 孔士 君
産 業 建 設 課 長 伊吹真貴博 君
教 育 次 長 藤村明美智 君
地 域 包 括 支 援
セ ン タ ー 事 務 局 長 蛭子 浩久 君
総 務 課 長 補 佐 北川 晃彦 君
総 務 課 長 補 佐 長崎 正仁 君
税 務 課 長 補 佐 福原 良幸 君
産 業 建 設 課 長 補 佐 小池 昭平 君
代 表 監 査 委 員 弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 生松 克祐
事務局職員 原田 容子

議 事 日 程 別紙のとおり

議 事 の て ん ま つ 別紙のとおり

会 議 録 署 名 議 員 1番 福島 登 君 2番 平山 照生 君

平成26年第3回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成26年9月10日(水) 午前9時00分開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 認定第1号 平成25年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第4] 認定第2号 平成25年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第5] 認定第3号 平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第6] 認定第4号 平成25年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第7] 認定第5号 平成25年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第8] 認定第6号 平成25年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第9] 認定第7号 平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第10] 認定第8号 平成25年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- [日程第11] 認定第9号 平成25年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第12] 議案第35号 東洋町いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例を定めることについて
- [日程第13] 議案第36号 地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて
- [日程第14] 議案第37号 平成26年度東洋町一般会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第38号 平成26年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第16] 議案第39号 平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第17] 議案第40号 平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第18] 議案第41号 野根地区防災活動拠点施設新築工事請負契約の請負金額の変更について
- [日程第19] 議案第42号 東洋町過疎地域自立促進計画の変更について
- [日程第20] 報 告 財政の健全化判断比率等の報告について

余 白

平成26年第3回東洋町議会定例会 平成26年9月10日 水曜日
議事のてんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は7名であります。

これより、平成26年第3回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間:9時00分)

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、決算認定9件、条例2件、補正予算4件、契約変更1件、計画変更1件、報告1件の計18件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

武山裕一君から体調不良のため、欠席ということで連絡が届いております。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から、平成26年6月から平成26年7月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

また、平成25年度東洋町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算審査意見書が提出されております。

次に、閉会中の議員派遣1件についての報告があり、代表派遣議員から提出されております。以上をもって、諸般の報告を終わります。

暫時、休憩をします。

(休憩時間:9時02分)

行政報告について、一部、発言禁止要望。議会運営委員会会議。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:9時50分)

議会運営委員会の結果について報告を求めたいと思います。高畠議会運営委員長。

議会運営委 (高畠 俊彦議会運営委員長)

員長

それでは報告致します。ただいまの休憩中での議会運営委員会の報告を行います。町長の行政報告の内容において、田島議員からの指摘された少額訴訟の報告については、協議した結果、報告することが適切でないので、省略することに決定致しました。これで議会運営委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

おはようございます。お待たせしました。

本日、9月定例議会を招集致しましたところ、議員各位の皆様方におきましては、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本年8月は、週末に2つの台風と、集中豪雨によります自然災害が本県だけでなく、西日本を中心に大きな被害を発生させております。この8月豪雨で亡くなられた方々に、衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、1日でも早い復旧、復興を願うところでございます。

本定例議会への提出案件でございますが、平成25年度の各会計決算の認定9件、補正予算案4件、条例案2件、その他の議案3件と併せまして、合計18件となっております。委員会等での慎重なご審議も含め、適正なご決定をお願い申し上げます。

それでは、提案理由のご説明に入る前に、若干の行政報告をさせていただきます。

平成26年度普通交付税の決定額についてでございます。6月定例会後の7月に、平成26年度の普通交付税額が決定されております。本町分と致しましては、12億2078万1千円となっております。前年度より1387万9千円の減となっております。昨年度は、人件費相当分がカットされておりましたけれども、それよりも更に減額という状況に、基金取崩の執行も視野に、厳しい財政運営を余儀なくされる事態を想定しているところでございます。特別交付税の配分枠確保に努力をしていきたいと考えておりましたが、今般の他県や県内他町村の甚大な被災状況を考慮致しますと、本町は大きな期待はできないのではないかと、本年度も慎重な財政運営に傾注せざるを得ないと考えているところでございます。

次に、東洋町地域活性化プラン支援事業についてでございます。県版の

地域づくり支援事業費補助金の要綱を参考と致しまして、縮小版の町単独での東洋町地域活性化プラン支援事業の補助要綱を制定致しました。毎年度の予算の範囲内で、地域の伝統文化等の維持促進や集落内の取組について、また、小さなビジネスであっても、事業を起業しようとするやる気のある方々や団体等に対しまして、そのアイデアや活性化策への取組を少しでも支援していきたい、また、人材の発掘にもつなげて参りたいと制定を致したものでございます。県の要綱もセットでの活用を考えているところでございますが、県補助金の対象事業の補助基準を緩めた運用を図ることで、少額であっても、使い勝手のよいハード・ソフトの単独支援事業として参りたいと考えております。

次に、国の地方創生についてでございます。国は、地方活性化や人口減少対策のため設置する地方創生本部を設置しまして、政権の最大のテーマとして、国の課題として、政策の推進に全力を挙げる考えを示しております。アベノミクスによる景気回復の恩恵が薄い地方のでこ入れに取り組むということでございます。これまでも、町議会におきましては本町のみならず、過疎化現象や人口減少対策には、小規模自治体での小手先の取組は限界に至っており、もはや、国を挙げての抜本的かつ長期的な制度改革が必要であるとの認識を申し上げてきたところでございます。本年7月には、全国知事会の非常事態宣言は、少子化対策を国家的課題と位置づけ、国と地方が総力を挙げて抜本強化すべきとの提言をしているところでございます。また、政府は、9月3日に内閣を改造し、地方創生大臣を新設致しましたけれども、国の政策実現に果たす役割に、どのような期待が持てるのか、地方財源として、交付税の総枠内での財源振替的なものに終始してしまうのか、更には人口減や過疎化対策の課題解決には、広域的取組が必要との観点から、まず、中核都市づくりへの移行とその政策誘導、そして、その先には道州制導入止む無し、小規模基礎自治体切り捨てとの議論にまですり替えられていくのではないかと懸念するところでもございます。しかし、この情勢を逆にチャンスでもあると捉えまして、全国知事会の非常事態宣言の効果は、今後の国の動向に地方活性化策、人口減少対策の本気度において、どのような形で国の予算編成に活かされてくるのか、一層、注視をしながら、本町の財政運営への影響や、また、その財源の確保に最大限の努力をして参りたいと考えております。

少額訴訟についてはですね、明日、判決があるということでございますので、省略をさせていただきます。以上で、平成26年9月定例会開会での行政

報告と致します。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、1番、福島登君、並びに2番、平山照生君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。
高島議会運営委員長。

議会運営委員
員長

(高島 俊彦議会運営委員長)

皆さん、おはようございます。

平成26年第3回定例会議会運営委員会の報告を行います。9月5日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議致しました結果、本定例会の会期は、本日から9月18日までの9日間とする。運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、10日の本会議散会後から委員会及び議案審査のための休会、18日に再開し、審議、採決ののちに一般質問を行う。また、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人1時間、答弁者も1時間とする。

次に、反問権を試験的に導入するものとし、質疑、質問に対し、執行部側に反問権を与えることとする。なお、反問権については、質疑、質問回数及び時間は含めないものとする。

一般質問の通告期限は、12日金曜日正午まで、議案質疑の通告期限は、16日火曜日の正午までとする。

集団的自衛権の行使容認に基づく、軍事立法化の差し止め要求陳情書、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情書、2015年10月の消費税率10%への再引き上げ中止を求める意見書採択陳情書、慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書は、総務教育民生常任委員会に、森林・林業関係の意見書採択についての要請書は、産業建設常任委員会へそれぞれ付託する。以上のように決定致しました。これで議会運営委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月18日までの9日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月18日までの9日間と決定しました。

日程第3、認定第1号、平成25年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第11、認定第9号、平成25年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案を申し上げます。

認定第1号、平成25年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度東洋町一般会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成26年9月10日提出でございます。

続きまして、認定第2号、平成25年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成26年9月10日提出でございます。

3ページでございます。認定第3号、平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成26年9月10日提出でございます。

認定第4号、平成25年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成26年9月10日提出でございます。

5ページでございます。認定5号、平成25年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規

定により、平成25年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成26年9月10日提出でございます。

6ページでございます。認定第6号、平成25年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成26年9月10日提出でございます。

7ページです。認定第7号、平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成26年9月10日提出でございます。

8ページでございます。認定第8号、平成25年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成26年9月10日提出でございます。

次に、認定第9号、平成25年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成26年9月10日提出でございます。

10ページでございます。認定第1号から認定第9号、平成25年度東洋町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算につきまして、一括してご報告を致します。一般会計では、収入済額は30億7438万9千円、支出済額は27億67万2千円、歳入歳出差引は3億7371万7千円となっております。次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、収入済額が798万1千円、支出済額は3億2744万5千円、歳入歳出差引は3億1946万4千円の赤字となっております。次に、国民健康保険事業特別会計でございますが、収入済額は5億9983万2千円、支出済額は5億9831万1千円、歳入歳出差引152万1千円の黒字となっております。次に、介護保険事業特別会計でございますが、収入済額は5億5423万9千円、支出済額は5億5242万8千円で、歳入歳出差引181万1千円の黒字となっております。次に、介護サービス事業特別会計でございますが、収入済額は2094万2千円、支出済額は1728万4千円で、歳入歳出差引365万8千円の黒字となっております。

す。次に、下水道事業特別会計でございますが、収入済額は1億1120万7千円、支出済額は1億1114万円で、歳入歳出差引6万7千円の黒字となっております。次に、簡易水道事業特別会計でございますが、収入済額は1億968万3千円、支出済額は1億68万2千円で、歳入歳出差引900万1千円の黒字となっております。次に、観光施設事業特別会計でございますが、収入済額は4053万9千円、支出済額は3949万5千円で、歳入歳出差引104万4千円の黒字となっております。次に、後期高齢者医療保険事業特別会計でございます。収入済額は4710万7千円、支出済額は4553万6千円で、歳入歳出差引157万1千円の黒字となっております。最後に、東洋町の全会計では、収入済額が45億6592万3千円、支出済額が44億9299万5千円で、歳入歳出差引7292万8千円の黒字となっております。なお、平成25年度東洋町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算説明書、主要な施策の成果報告書を添付しております。地方自治法第241条第5項の規定によります基金の運用状況は、決算書の358ページから361ページに掲げております。決算の内容につきましては、会計管理者に説明をさせます。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)
川田会計管理者。

会計管理者

(川田 真由美会計管理者)

それでは、少しお時間をいただきまして、平成25年度歳入歳出決算についてご報告させていただきます。

本来、決算書でご報告すべきところでございますが、お手元に配布させていただきました決算報告資料に、決算全体の状況、一般会計、特別会計それぞれの状況、基金の状況、町債の状況などをまとめておりますので、この資料でご報告させていただきます。表紙がコスモス色の資料です。よろしいでしょうか。なお、ご参照いただく資料の数字は、千円単位での表示としておりますので、総合計を合わすため、百円単位を四捨五入等で調整しております。あらかじめご了承下さい。それでは、資料の1ページをお願いします。

(平成25年度東洋町決算報告資料により説明)

以上で、平成25年度歳入歳出の決算報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

暫時、休憩をします。再開は10時45分。

(休憩時間:10時35分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:10時45分)

以上で、一括議題とした提出案件の説明が全部、終わりました。

ここでお諮りします。認定第1号、平成25年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、認定第9号、平成25年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての9件は、質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規定による、議長を除く8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いましたが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。(自席より、特別委員会の住民の傍聴を勧案して欲しいと発言あり。)その件は後に協議するということでお願ひします。

よって、認定第1号から認定第9号までの9件は、質疑を省略し、議長を除く8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時、休憩します。

(休憩時間:10時48分)

決算審査名簿配布。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:10時50分)

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布した名簿のとおり、1番、福島登君、2番、平山照生君、3番、高嶋俊彦君、4番、小松熙君、5番、武山裕一君、6番、小野正路君、7番、田島毅三夫君、8番、西岡尚宏君を指名したいと思いましたが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行って下さい。場所は議員控え室でお願ひします。なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定

により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。また、正副委員長がおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、直ちに議長へ提出して下さい。

ここで5分間、休憩します。

(休憩時間: 10時51分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間: 10時55分)

決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果について報告します。委員長、小松熙君、副委員長、武山裕一君。以上であります。

日程第12、議案第35号、東洋町いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例を定めることについての件から、日程第19、議案第42号、東洋町過疎地域自立促進計画の変更についてまで8件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案申し上げます。

議案第35号、東洋町いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例を定めることについてでございます。東洋町いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成26年9月10日提出でございます。提案理由でございます。この条例は、いじめ防止対策推進法の規定に基づきまして、東洋町が設置する東洋町いじめ問題対策連絡協議会、東洋町いじめ問題調査委員会、東洋町いじめ問題再調査委員会の設置に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。なお、内容につきましては、教育長に説明をさせます。

13ページでございます。議案第36号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについてでございます。地方自治法第203条の2の規定による職員の

報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成26年9月10日提出でございます。提案理由でございます。今回の改正は、東洋町いじめ問題対策連絡協議会、東洋町いじめ問題調査委員会、東洋町いじめ問題再調査委員会の設置に基づきまして、委員報酬を定めようとするものでございます。なお、内容については、教育長に説明をさせます。

14ページでございます。議案第37号、平成26年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについて。地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度東洋町一般会計補正予算第2号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成26年9月10日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ7874万3千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ27億2438万5千円とするものでございます。歳入では、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、町債を計上致しております。歳出としまして、社会保障、税番号制システム改修業務委託料、財政調整基金積立金、地域活性化プラン支援事業補助金、野根建網作業所新設及び改修設計委託料、台風11号、12号災害による各種修繕費等を予算計上致しております。また、生見トイレ設備工事等につきましては、観光施設事業特別会計予算から予算の組替をして計上していただいております。なお、内容につきましては、総務課長に説明をさせます。

15ページでございます。議案第38号、平成26年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて。地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成26年9月10日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ529万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億1041万2千円とするものです。歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、繰越金を計上致しております。歳出としましては、介護予防支援委託料、介護給付費の還付金等を予算計上しております。なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長に説明をさせます。

16ページでございます。議案第39号、平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについて。地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成26年9月10日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ800万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億2589万6千円とするもので

ございます。歳入では、国庫支出金、繰入金、町債を計上しております。歳出と致しましては、大斗、奥河内地区水源調査委託料、甲浦配水池緊急遮断弁設置工事等を予算計上しております。なお、内容につきましては、産業建設課長に説明をさせます。

議案第40号でございます。平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第2号を定めることについて。地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第2号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成26年9月10日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ2436万9千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5412万3千円とするものでございます。歳入では、繰入金、県支出金を減額して計上しております。歳出と致しましては、生見トイレ整備工事や、設計監理委託料を減額しまして、一般会計予算に予算の組替をして計上しております。なお、内容につきましては、産業建設課長に説明をさせます。

18ページでございます。議案第41号、野根地区防災活動拠点施設新築工事請負契約の請負金額の変更についてでございます。工事請負契約を締結した野根地区防災活動拠点施設の新築工事は、請負金額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成26年9月10日提出でございます。提案理由でございます。平成26年3月24日に議会の議決を得まして、工事請負契約を締結した野根地区防災活動拠点施設新築工事でございますが、請負金額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、別紙のとおり、議会の議決を求めるものでございます。なお、内容につきましては、総務課長に説明をさせます。

続きまして、議案第42号でございます。東洋町過疎地域自立促進計画の変更について。東洋町過疎地域自立促進計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項及び第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成26年9月10日提出です。提案理由でございますが、本町では、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、平成22年度から平成27年度までの計画を策定しておりますが、変更する必要が生じたので、今回、議会の議決を求めるものでございます。変更の主なものは、高知東部地域博覧会負担金や、消防救急デジタル無線工事負担金、芸東衛生組合し尿処理施設負担金、他5件を追加しようとするものでござい

ます。なお、内容につきましては、産業建設課長に説明をさせます。以上で
ございます。

議長 (今宮 裕明議長)
奈良崎教育長。

教育長 (奈良崎 幸一教育長)
私の方からは、議案35号と36号の説明をさせていただきます。
それでは、議案35号、東洋町いじめ問題対策連絡協議会等に関する条
例を定めることについて説明を致します。議案書12ページと議会関係資料
の1ページから4ページ、それと、議案第35号説明資料をご覧下さい。主に
は、議会関係資料と第35号の説明資料で説明をさせていただきます。
(議案提案理由説明書、議案関係資料に基づき説明)
以上です。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長 (今宮 裕明議長)
光本速雄総務課長。

総務課長 (光本 速雄総務課長)
それでは、私の方からは、議案第37号、平成26年度東洋町一般会計補
正予算第2号について説明を致します。
今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ7874万3千円を追加し、歳入歳
出予算の総額をそれぞれ27億2438万5千円とするものであります。38ペ
ージをお願いします。
(予算書により説明)
以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
蛭子地域包括支援センター事務局長。

地域包括支 (蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)
援センター
事務局長 私の方からは、議案第38号、平成26年度東洋町介護保険事業特別会計
補正予算第1号を定めることについてご説明を致します。
今回の補正では、平成25年度の給付費実績額確定に伴う介護給付費の
還付金などが、主な要因となっております。歳入歳出それぞれ529万9千円

を追加し、総額、歳入歳出それぞれ5億1041万2千円としております。予算書の8ページをお願いします。

(予算書により説明)

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

それでは、私の方から、議案第39号、平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明致します。

今回の補正の主なものは、平成26年度大斗地区取水施設及び平成27年度予定の奥河内取水施設の工事に伴う水源調査委託料と、甲浦配水地緊急遮断弁設置工事の増額変更による補正です。歳入歳出それぞれ800万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億2589万6千円とするものです。7ページをお願い致します。

(予算書により説明)

続きまして、議案第40号、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第2号についてご説明致します。

(予算書により説明)

以上です。よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

それでは、議案第41号、野根地区防災活動拠点施設新築工事請負契約の請負金額の変更につきまして説明を致します。

この工事につきましては、平成26年3月24日に議会の議決を得まして、工事を施工してきましたが、工事内容に変更が生じまして、請負金額を変更しなければなりませんので、議会の議決を求めるものであります。契約の目的は、野根地区防災活動拠点施設新築工事であります。契約の相手方は、高知市潮新町2丁目12番32号、須工ときわ株式会社であります。工期につきましては、平成26年11月28日の完成を予定しております。契約金額に

つきましては、当初、請負金額は9612万円で、変更後の請負金額は1億264万3200円となっております。652万3200円の請負金額の増となります。この増額分につきましては、入札残金を充当致します。今回の施設の概要は、鉄筋コンクリート二階建て、建築面積は210.64平米です。高さにつきましては8.1メートル、水深の深さは0.72メートルであります。収容人員は100名となっております。変更の内容につきましては、2階の照明設備は、太陽光発電によりまして、非常時には点灯するようにしていましたが、普段でも研修会や集会で利用しますので、昼夜、太陽光発電が使用できますように変更しております。また、1階部分の広場では、太陽光照明を設置していませんでしたので、被災後には、炊き出しや、物資の仕分け作業で利用しますので、照明4灯を追加しようとするものであります。これに伴いまして、屋上にソーラーパネルの取付けや、コンクリートの基礎、また、フェンス等の追加工事をしようとするものであります。それと、スロープにつきましては、コンクリートの櫛目仕上げを計画しておりましたが、スロープ専用のシートに張替変更しようとするものであります。階段の滑り止めにつきましても、蓄光のシート張り止めにして、階段やスロープの手すりにつきましても、蓄光のテープを貼りまして、夜間でも見えやすくするものであります。以上が主な変更点であります。

議長

(今宮 裕明議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設課
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)
議案第42号についてご説明致します。
東洋町過疎地域自立促進計画の変更についての件ですが、関係資料については別紙で、東洋町過疎自立促進計画案をお願い致します。
(東洋町過疎自立促進計画案に基づき説明)
以上です。ご審議、よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)
以上で、一括議題とした提出案件の説明が全部、終わりました。

日程第20、報告、財政の健全化判断比率等の報告について、報告を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

財政の健全化判断比率等の報告について、ご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、財政の健全化判断比率等について、ご報告を致します。毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付して、議会に報告しなければならない指標は下記のとおりでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに該当はございません。実質公債費比率、3カ年平均でございますが、9.5パーセントとなっております。単年度では8.5パーセント、前年度は10.1パーセントとなっております。将来負担比率でございますが、47.5パーセント、前年度は41.5パーセントでしたので、若干、伸びておりますけれども、防災対策事業の借入が増えているためのものがございます。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

報告が終わりました。

以上で、本日の議事日程は、全部、終了しました。

ここでお諮りします。冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本議会散会后から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、18日午前9時から再開したいと思っております。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。どうもお疲れさまでした。次の本議会は18日、午前9時から議会放送を致します。これにて議会放送を終了致します。

(散会時間:11時50分)